

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和6年12月20日（金）

（案件名）

- ・ 令和7年度における当せん金付証票の発売許可について
（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

水谷補佐（内23394）

令和7年度宝くじの発売に係る総務大臣許可について

1. 制度概要

- 宝くじは、当せん金付証券法の規定に基づき、都道府県及び政令指定都市が総務大臣の許可を受けて発売することができる。

2. 申請内容

- 今回、ジャンボ宝くじ以外の宝くじ（ロト6・7、スクラッチなど）の発売について、都道府県及び政令指定都市から、以下の通り許可申請があった。

【発売期間】 令和7年4月～（以降、順次発売） 【発売総額】 5,711億円 ※うち当せん金2,587億円（45.3%）

【当せん金の最高額】

ロト6：2億円（証券金額の100万倍）、キャリーオーバー発生時6億円（証券金額の300万倍）

ロト7：7億円（証券金額の233万倍）、キャリーオーバー発生時12億円（証券金額の400万倍）

宝くじの日記念くじ：1.5億円（証券金額の75万倍）

初夢宝くじ：1.5億円（証券金額の75万倍）

※キャリーオーバーとは、当せん者がいない当せん金を、次回の1等当せん金総額に繰り越すこと。

3. 対応案

- ジャンボ宝くじ以外の宝くじについて、申請内容が法令上の要件を満たしていることから、指定・許可することとしたい。

※ 当せん金は、発売総額の5割を超えてはならない（当せん金付証券法第5条第1項）。

※ 当せん金の最高金額は、証券金額の50万倍に相当する額を超えてはならないが、総務大臣が指定する場合には、証券金額の250万倍（キャリーオーバー発生時は500万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる（当せん金付証券法第5条第2項）。

令和7年度における当せん金付証券の発売許可について

令和6年12月
自治財政局地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	917,768	0	494,768	494,768	423,000
ドリームジャンボ	51,000	0	0	0	51,000
ドリームジャンボ	36,000	0	0	0	36,000
ドリームジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
サマージャンボ	90,000	0	0	0	90,000
サマージャンボ	69,000	0	0	0	69,000
サマージャンボミニ	21,000	0	0	0	21,000
ハロウインジャンボ	51,000	0	0	0	51,000
ハロウインジャンボ	36,000	0	0	0	36,000
ハロウインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
年末ジャンボ	183,000	0	0	0	183,000
年末ジャンボ	138,000	0	0	0	138,000
年末ジャンボミニ	45,000	0	0	0	45,000
パレンタインジャンボ	48,000	0	0	0	48,000
パレンタインジャンボ	33,000	0	0	0	33,000
パレンタインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
通常くじ	47,150	0	47,150	47,150	0
数字選択式宝くじ	78,963	0	78,963	78,963	0
数字選択式宝くじ	28,317	0	28,317	28,317	0
数字選択式宝くじ	157,088	0	157,088	157,088	0
数字選択式宝くじ	140,146	0	140,146	140,146	0
数字選択式宝くじ	13,337	0	13,337	13,337	0
インターネット専用型くじ	617	0	617	617	0
インターネット専用くじ	29,150	0	29,150	29,150	0
東京都	9,460	0	9,460	9,460	0
関東・中部・東北協会	32,400	0	32,400	32,400	0
近畿宝くじ事務協議会	9,540	0	9,540	9,540	0
西日本宝くじ事務協議会	14,440	0	14,440	14,440	0
栃木県	10,500	0	10,500	10,500	0
合計	994,108	0	571,108	571,108	423,000

2 当せん金付証券法第5条第2項ただし書により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第1996回～第2099回	157,088	200 (600)	200	数字選択式(口ト6) R7.4.1～R8.3.31	100.0 (300.0)
	第625回～第675回	140,146	700 (1,200)	300	数字選択式(口ト7) R7.4.1～R8.3.31	233.3 (400.0)
	第1068回	6,000	150	200	宝くじの日記念くじ R7.8.12～R7.9.2	75.0
東京都	第2641回	1,400	150	200	初夢宝くじ R7.12.24～R8.1.20	75.0
関東・中部・東北協会	第2703回	5,200	150	200	初夢宝くじ R7.12.24～R8.1.20	75.0
近畿宝くじ事務協議会	第2825回	1,400	150	200	初夢宝くじ R7.12.24～R8.1.20	75.0
西日本宝くじ事務協議会	第2511回	2,000	150	200	初夢宝くじ R7.12.24～R8.1.20	75.0

※表中()内の数値は、キャリーオーバー発生時の場合。

根拠法令

●地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条（略）

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

根拠法令

●当せん金付証票発売許可基準（平成 24 年 4 月 1 日付け総務大臣決定）（抄）

第一 一般的許可基準

七 証票金額及び支払い手段

証票金額は、原則として 100 円、200 円、300 円又は 500 円のいずれかとすること。（略）

九 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の 100 分の 37 を下らない額とすること。（略）

十 当せん金品

3 当せん金品の総額は、発売総額の 100 分の 50 以内で、収益の確保、購入者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。

4 当せん金品の最高額は、証票金額の 50 万倍を超えない範囲内の額とすること。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証票金額の 250 万倍（加算金のある数字選択式宝くじにあっては、500 万倍）を超えない範囲内の額とすること。